

1. 初期ヘレニズム期東方におけるディオニュソス崇拝

——プトレマイオス・フィロパトルによる巨大船建造の意義——

波部雄一郎（関西学院大学）

ヘレニズム時代の東方では、ディオニュソスは音楽や劇場の守護神としての側面が与えられるとともに、プトレマイオス朝とアッタロス朝が王朝の守護神としたように、新たに支配の象徴として、ヘレニズム君主の崇拝を集めるようになった。

では、なぜディオニュソスが東方で幅広い人気を獲得し、ヘレニズム君主の崇拝を集めるようになったのだろうか。その一端を解明する上で、紀元前 3 世紀の歴史家であるロドスのカッリクセイノスの断片に見られる、プトレマイオス 4 世フィロパトルが建造した巨大戦艦である「40 人船」（Tessarakontères）と河川航行船（Thalamegos）という、2 隻の巨大船についての記述は、重要な手がかりとなろう。

カッリクセイノスによると、「40 人船」は、ディオニュソスのアトリビュートである木鳶とテュルソスの杖の文様が描かれ、河川航行船には、船内にプトレマイオス朝の諸王が合祀されたディオニュソスの神域が設けられていた。本報告では、カッリクセイノスの記述を考察し、プトレマイオス 4 世によって建造された、「40 人船」が地中海世界に向けたプロパガンダとして、河川航行船がエジプト国内における王権の浸透を意図して建造された点を指摘し、プトレマイオス朝が、エジプトと地中海領土を、ディオニュソスという共通のシンボルによって統一しようとしたと結論づけた。

2. 碑文における字形分析から何を言えるのか

——東地中海地方都市ティール出土碑文を事例に——

奥山広規（広島大学）

碑文は、記されている内容を分析することで過去の再構成を導く重要な歴史史料の 1 つであるが、近年、この碑文に対する認識が変化し、欧米を発信源に日本でも注目され始めている。それは、①碑文を単なるテキスト（文字情報）としてのみ捉えるのではなく、その碑文が記されている素材・碑文の設置された場所など（非文字情報）にも注目し、②両情報を、碑文を取り巻く社会的コンテクストに当てはめて碑文を検討すべきこと、である。

このような研究状況を踏まえて、本報告では、文字情報であるとともにモノ資料でもある碑文を総合的に研究するために必要な基礎作業として、碑文の非文字情報の 1 つである文字の字形

に注目し、報告者が2003年来現地調査を中心にしてデータを集積している東地中海地域の地方都市ティール（古代名：テュロス、テュルスなど）から出土した碑文（主にヘレニズム期から古代末期）を用いてその検討を試みた。

これまでの字形研究（あくまでローマ帝国東方のギリシア語碑文についてであるが）は、主に碑文資料集においてなされ、碑文の年代推定の道具としてのみ見られていたが、ティール出土碑文における文字の字形の種類や変化について概観し、検討した結果、字形の検討は、碑文の指示書（碑文に記す原稿）の想定に見られるように、碑文の年代推定のためだけではなく、別な情報を知るための材料にもなることを示唆した。

3. メロヴィング期ガリアにおける医師の役割

田中玉美（名古屋大学）

中世初期はヨーロッパのキリスト教化が進み、その教義が人々の疾病に対する理解に作用した時代である。体液のバランスの乱れが病を引き起こす、というギリシアの医学説は、一部の高位聖職者を除いて次第に忘れられ、病は神の懲罰あるいは悪魔の仕業として認識されるようになっていった。この内因的な病因から外因的な病因への変化は、病の治療方法にも変化を齎し、キリスト教聖人の奇跡による治癒が人々の間に広まった。病の治癒は神の赦しあるいは悪魔からの解放であり、宗教的救済の意味ももっていた。メロヴィング期のガリアにおいてもキリスト教聖人の治癒の奇跡が広く信仰されていたが、トゥール司教グレゴリウスの歴史叙述によれば、医師は実際に外科的処置や健康を保つための食養生によって人々の健康に寄与していたことが知られている。その一方で、キリスト教の宣伝媒体でもある聖人の奇跡を伝えるテキストにおいては、医師は聖人が起こす治癒の奇跡を際立たせるという受動的な役割を与えられていた。これは、当時のガリアにおいて医師がどのように捉えられていたのか、その社会的なステータスを推し量る上でも考慮すべきことである。医師の働きぶりや財産に関する記述からだけでは知ることのできない、医師の社会的地位を明らかにしていく過程でも、彼らが宗教的なテキストにおいて与えられた役割は、重要な意味をもっていると言えよう。

4. 10世紀と11世紀初頭マコネ地方における在俗聖職者と文書

法花津晃（九州大学）

従来、中世初期の書記の問題は、古書体学や文書形式学の観点から、または紀元千年の変動との関係（伝統的な書式に従った公的な書記から受益者である修道士の私的な文書作成）から検討されてきた。だが、近年、中世書記の文書とその利用が肯定的に評価されるようになり、書記の問題もそのリテラシー能力や文書を介した在地社会との関係という観点で検討され始め

ている。本報告では、これまで十分に検討されてこなかった在俗聖職者の書記を対象に、文書作成と在地社会との関係について10世紀後半のギルバルドゥスをもとに1つのモデルを提示した。

彼は、司祭の肩書きでおよそ30通の文書を作成した書記である。彼の特徴として、①とりわけ Vitry、Les Liats のヴィラに関わる文書の作成に従事したこと（財産の所在地、法行為の実施地点）、②彼の親族、または彼自身が当事者である法行為の文書化に従事、の2点が挙げられる。彼の文書作成と深い関わりのある Vitry と Les Liats は、彼の両親と彼自身と甥が財産を所有地している地点であり、彼の親族にとって重要な場所であった。以上のことから、公的秩序が揺らぐ10世紀後半におけるギルバルドゥスの文書作成活動は、第三者からの要請に応じるといふ公の側面もあるが、それ以上に、親族や自分自身の利益のための私的な活動であった側面が強いといえる。

最後に、ギルバルドゥスの大量の私的な文書が、なぜクリュニー修道院を経由して現在に残ったのかという、修道院のアルシーヴ形成の問題について若干の検討をおこなった。

5. 近世イングランドにおける他者とその境界

中川順子（熊本大学）

本報告は、17世紀前半イングランドの他者に対する法的地位（帰化、デニズン）取得者に関する調査により、ホスト社会における他者認識の一端の解明を目指すものである。当該時期の法的地位取得者に顕著な特徴は、16世紀後半に比して、帰化の増加と、彼らの（とりわけ帰化）出身地が大陸からスコットランドにシフトしたことである。同君連合の成立により、生まれながらの臣民の地位や他者との境界がブリテン内部で問題化したことが、その要因として挙げられる。結果的に、帰化とデニズンの差別化、法的地位における出生地主義の確認がなされ、その制度的枠組みは共和政下でも継承された。加えて、取得条件や申請動機からは、臣民化にあたり信仰の重要性も伺える。

出生地主義の原則から言えば、イングランド生まれの外国人の子どもは、イングランド人同様の権利を有した。しかし、地域社会レベルでは、この原則が必ずしも遵守されてはいなかった。イングランド人の権利は血統によって認められることやロンドン市の特権保護を理由に、ロンドン市はイングランド生まれの外国人を他者化し、市民権認可を拒否する傾向を顕わにした。ロンドン市の対応は、ホスト社会内部において、他者と自己の境界や条件が多層的で流動的であることを示し、この時期の他者規定において、経済的特権や信仰が無視できないものであったことを明らかにする。

6. オーストラリアのアジアへの接近と白豪主義の終焉

藤川隆男（大阪大学）

本報告では、オーストラリアの国際関係を見る枠組みとして大きな影響力を持っていた、「多文化主義」と「ミドルパワー外交」論を対象とし、これを国家戦略や国家像として積極的に導入したとされるホイットラム政権に与えられた意義と、労働党を歴史的变化と変革の担い手とする歴史観を批判的に再検討した。近年、ミドルパワー概念は、一般的な政治的議論からは消滅し、最近の研究者も、それを問題にすらしていないデイヴィッド・ロウをはじめ、長期的な中小規模国としてのオーストラリア外交の特徴とする傾向が強まっている。また、多文化主義に関しても、それをめぐるディスコースも実際の政策も大きく変質している。ギラード政権はその維持を宣言したが、その内容は極めて空疎なものでしかない。オーストラリアの国際関係の変化は、グローバルな変動と消費社会への移行に大きく依存していたのであり、「独立したミドルパワー多文化主義オーストラリア」への発展を、内在的なナショナリズムの展開として見る見方は、あまりにも単純すぎると思われる。

詳しくは、「オーストラリアのアジアへの接近と白豪主義の終焉」、和田春樹他編『岩波講座 東アジア近現代通史〈8〉ベトナム戦争の時代——1960-1975年』岩波書店、2011年6月、380-398頁を参照。